

次世代育成支援対策千葉県協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 急速に進行する少子化等の問題に適切に対応し、全県的な理解と広がりを持ち、千葉県内の各界関係者の参加により、効果的な千葉県次世代育成支援行動計画策定の一助とし、また、計画の推進を図るため、次世代育成対策千葉県協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(対象事項)

第2条 協議会は、次の事項を対象とする。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、関係団体から推薦された20名以内をもって構成する。

(組織)

第4条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、県が招集し、会長が議長となる。

- 2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。